

高知市難病対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年12月7日

高知市長 岡崎 誠也

高知市難病対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、高知市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第1条に規定する難病（以下「難病」という。）の患者への支援の体制の整備に関する事項
- (2) 難病に関する知識の普及に関する事項
- (3) 難病の患者に係る災害対策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、難病対策に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 難病の患者に対する医療、相談支援若しくは就労支援又は難病の患者の福祉若しくは保健に関する業務に従事する者
- (2) 難病の患者及びその家族の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月7日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。